

(別紙)

「遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」に対して寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>・遺伝子組換え農作物について、学識経験者からは、生物多様性への影響を生じる可能性はないとのことですが、現時点で100%ないとは言い切れないと思うため、審査結果に反対します。</p> <p>・隔離した場所であっても土壌はつながっており、土壌細菌のレベルで悪影響を及ぼす可能性があります。遺伝子組換え農作物の一切の流入を禁止してください。</p> <p>(同様の趣旨の御意見4件)</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、食品及び飼料としての安全性や生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとに以下の法令に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・食品としての安全性については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品衛生法（昭和22年法律第233号）・飼料としての安全性については、食品安全基本法及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）・生物多様性の確保については、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」といいます。） <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、カルタヘナ法に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none">1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性）2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性）3) 在来の野生植物と交雑して導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から、最新の科学的知見に基づき、審査をしています。</p> <p>また、審査に当たっては、申請者に対し、土壌微生物相試験、後作試験、鋤込み試験等を課し、土壌経由で周辺環境への影響がないことを評価、確認するとともに、我が国の自然条件下で生育した場合の特性が不明な場合には、国内の隔離ほ場における試験も課しています。</p> <p>さらに、承認後において、承認時点では予想できなかった環境の変化や承認以降における科学的知見の充実により、生物多様性に影響が生じるおそれがあると認められた場合や、万が一、生物多様性に影響が生じた場合には、例えば、以下により対応することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none">① 申請者が、あらかじめ承認申請時に作成していた緊急措置計画書に従い、生物多様性への影響を効果的に防止するための措置を講ずること。② 必要に応じ、主務大臣が、遺伝子組換え生物等の第一種使用等をしている者等に対し、当該第一種使用等を中止することその他の必要な措置を執るべきことを命ずること。

	<p>なお、農林水産省及び環境省では、最新の科学的知見の充実を図るため、遺伝子組換え農作物のこぼれ落ち等に係るモニタリング調査を実施しているところです。</p> <p>遺伝子組換え種子のこぼれ落ちについては、これまでの調査結果から、港湾や主要輸送経路沿いの河川敷等において遺伝子組換えセイヨウナタネの生育は確認されたものの、繁殖して、非遺伝子組換えのセイヨウナタネやその近縁種を駆逐したり、交雑体が広がったりする等の生物多様性への影響はこれまで確認されていません。詳しくは当該調査結果を御参照ください。</p> <p>○農林水産省及び環境省が実施した調査結果（調査地点・時期を含む。）については、以下のとおり公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省：遺伝子組換え植物実態調査 https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/torikumi/index.html#2 ・環境省：遺伝子組換え生物による影響監視調査 http://www.biodic.go.jp/bch/natane_1.html
<p>・遺伝子組換えセイヨウナタネについて、他種の菜花に低確率でも受粉することがあるのならば、貴重な野生種や在来種に交配してしまい生態系に影響を及ぼす可能性も看過できません。</p>	<p>我が国で遺伝子組換え農作物を使用等するに当たっては、あらかじめ、生物多様性への影響について、科学的知見を基に、申請ごとにカルタヘナ法に基づく審査を行った上で、使用等の可否を判断しています。</p> <p>遺伝子組換え農作物により生物多様性に影響が生ずるか否かは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 雑草化して他の野生植物に影響を与えないか（競合における優位性） 2) 有害な物質を生産して野生動植物を減少させないか（有害物質の産生性） 3) 在来の野生植物と交雑して、導入された遺伝子が広がらないか（交雑性） <p>等の観点から、最新の科学的知見に基づき審査をしています。</p> <p>今回、第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集を行った遺伝子組換えセイヨウナタネについては、我が国に交雑可能な在来の近縁野生種は存在しません。</p> <p>一方、交雑可能な種としては農作物や外来種が存在します。</p> <p>このうち農作物は、人が野生植物から改良を重ねて作り出した植物であり、人が作り出す環境に適応した植物であるため、野生植物とは根本的に異なり、他の農作物との交雑等については、生産・流通段階における農作物の品質管理上の問題であって、カルタヘナ法の対象としている生物多様性への影響とは異なるものです。したがって、遺伝子組換え農作物が他の農作物と交雑した場合の他の農作物に対する影響については、評価の対象とはしていません。</p>

また、外来種は、そもそも我が国固有の生態系を構成する動植物ではないため、遺伝子組換え農作物が外来種と交雑した場合の外来種に対する影響については、評価の対象とはしていません。

ただし、遺伝子組換え農作物と外来種が交雑し、その外来種に依拠する我が国固有の昆虫等に影響する可能性がある場合や、外来種が優位な形質を獲得することで、我が国固有の野生種と競合する可能性がある場合については、そのような生物多様性への影響についても評価しています。今回、意見・情報の募集を行った遺伝子組換えセイヨウナタネについては、係る評価を行った結果、そのような影響を及ぼすおそれはないと判断したところです。

※ 今回の意見公募手続に付した遺伝子組換え農作物の第一種使用等に関する審査結果に関する御意見のみを集約、整理した上で掲載しています。